

瀬戸市地域産業振興会議の中小企業支援施策

「海外展示会等出展事業補助金」のご案内

市内事業者の皆様の海外における販路開拓を支援するため、海外で行われる展示会・見本市等へ出展する際の出展小間料及び渡航費の一部に対し、補助金を交付します。

これまでに出席経験の無い事業者の方や、製品や技術を積極的にPRする事業者の方は、ぜひご活用ください。

◆対象となる展示会等

工業製品、工業技術等を紹介する展示会・見本市等のうち次の要件を備えているもの

- (1) 海外（日本国外のことをいう。以下同じ。）で行われるもの
- (2) 広く一般に公開されているもの
- (3) 出展小間が50以上のもの
- (4) 展示等の対象となる製品、技術等が瀬戸市内で製造、出荷等されたものであること

※補助金の交付の対象となる展示会等は、同一年度において1事業者1回を限度とします。

※同一の展示会等に複数年度にわたり出展する場合は、1事業者通算3回を限度とします。

◆対象事業者等

- ・市内に事業所を有する中小企業者
- ・市税を滞納していないこと
- ・暴力団等との関係性を有していないこと



◆対象経費

- ・出展小間料（消費税相当額を除く）
- ・渡航に係る航空運賃（国内利用分を除く。空港利用税、サーチャージ及び航空保険料等を含む。最も合理的な経路による適切な運賃で、最大20万円とする。ただし、共同出展の場合は、最大20万円を共同で出展する事業者の数で除した額とする。）

※補助対象者自らが支払うものが対象になります。

※渡航に係る航空運賃のみをもって、補助対象経費とすることはできません。

※国・県・その他機関から同様の趣旨の補助金を受けていない展示会等に限りません。

◆補助金額

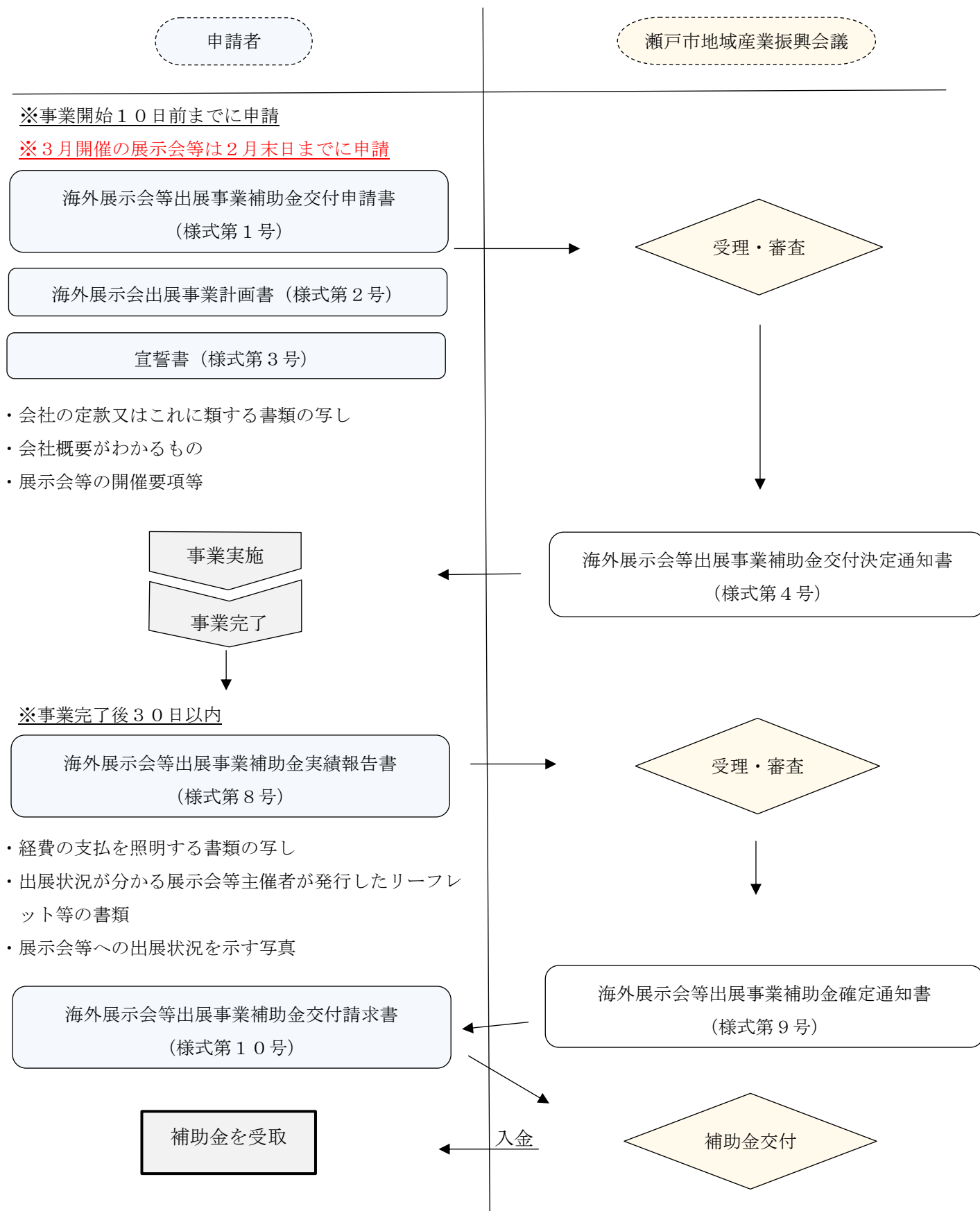
対象経費の2分の1（上限40万円）

※補助事業に係る展示会等への出展を他の事業者と共同で行うときの限度額は、当該額を共同で出展する事業者の数で除して得た額とします。

※予算額に達し次第、募集を締め切ります。

◆補助金交付に係る手続きの流れについては、裏面をご覧ください。

◆補助金交付に係る手続きの流れ



■お問い合わせ先

瀬戸市地域産業振興会議事務局 (瀬戸市役所3階 産業政策課 企業支援係内)

TEL 0561-88-2651 FAX 0561-82-2931

HP http://www.isc-seto.com/cgi-bin/db_h/list.cgi?act=popup&id=373